
日上市介護サービス事業経営戦略

■ 計画期間 5年間（令和4年度～8年度） ■

令和4年3月

日上市

***** 目 次 *****

1	策定の背景と目的	P 1
2	計画期間	P 1
3	事業概要	P 2
	(1) 事業の現況	P 2
	(2) 現在の経営状況等	P 2
4	将来の事業環境等	P 4
	(1) 介護保険サービスにおける主な取組	P 4
	(2) 高齢者人口等の予測	P 4
	(3) 介護需要の予測	P 5
	(4) 施設の見通し	P 6
	(5) 組織の見通し	P 6
5	経営の基本方針	P 7
6	投資・財政計画（収支計画）	P 7
	(1) 投資・財政計画（収支計画）	P 7
	(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	P 7
	(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要 ...	P 8
	投資・財政計画（収支計画） 指定介護老人福祉施設	P10
	投資・財政計画（収支計画） 老人短期入所施設	P12
	投資・財政計画（収支計画） 老人デイサービスセンター	P14

日立市介護サービス事業経営戦略

1 策定の背景と目的

- (1) 近年、人口減少や高齢化、施設の老朽化など、地方公営企業を取り巻く経営環境は大きく変化してきており、国においては、各公営企業が将来にわたって住民生活に重要なサービスの提供を安定的に継続できるよう、各公営企業に対し、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を求めている。

【地方公営企業とは】

- ・ 地方公共団体が行う水道・下水道事業など、住民の生活や地域の発展に不可欠な様々な事業活動の総称
- ・ 公営企業の経営の基本は、企業性（経済性）の発揮と公共の福祉の増進
- ・ 経営に関する経費は、経営に伴う収入（料金収入）を充てる独立採算が原則
- ・ 本市の介護サービス事業（指定介護老人福祉施設・老人短期入所施設・老人デイサービスセンター）は、公営企業に該当

【参考（国からの通知等）】

- ・ 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付通知）総務省
- ・ 「経営戦略」の策定推進について（平成28年1月26日付通知）総務省
- ・ 「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について（平成31年3月29日）総務省
- ・ 「経営戦略」の策定・改定の推進に向けた情報提供及び策定要請期間における「経営戦略」の策定状況の確認について（令和2年11月27日）総務省
- ・ 「経営戦略」の改定推進について（令和4年1月28日付通知）総務省

- (2) 本市においては、2025年以降の本格的な超高齢社会を見据え、福祉のセーフティネットの役割を果たしていくため、今後も様々な問題を抱える幅広い層に柔軟に対応できるよう、公的な責任を果たすべく、介護サービス事業を実施していく必要がある。
- (3) こうした状況を踏まえながら、今般、経営の基本方針や投資・財政計画等を盛り込んだ「日立市介護サービス事業経営戦略」を新たに策定するものである。

2 計画期間 5年間（令和4年度～8年度） ※ 5年毎に改定

3 事業概要

(1) 事業の現況

ア 指定介護老人福祉施設 (1施設：萬春園)

法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適	事業開始年月日	平成12年 4月1日 【開設】昭和50年 4月1日
事業の内容	指定介護老人 福祉施設	指定管理者制度 導入状況	代行制
施設数	1施設	定員	100人
延床面積	2,895㎡	居室床面積	680㎡
サービス日数	365日	年延利用者数	30,233人

イ 老人短期入所施設 (2施設：萬春園、かねはた)

法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適	事業開始年月日	平成12年 4月1日 【開設(萬春園)】 昭和50年4月1日 【開設(かねはた)】 平成12年2月1日
事業の内容	老人短期入所 施設	指定管理者制度 導入状況	代行制
施設数	2施設	定員	20人
延床面積	877㎡	居室床面積	349㎡
サービス日数	390日	年延利用者数	4,368人

ウ 老人デイサービスセンター (4施設：萬春園、かねはた、はまぎく荘、十王)

法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適	事業開始年月日	平成12年 4月1日
事業の内容	老人デイサー ビスセンター	指定管理者制度 導入状況	※ 代行制
施設数	4施設	定員	—
延床面積	1,445㎡	居室床面積	—
サービス日数	1,044日	年延利用者数	10,363人

(2) 現在の経営状況等

ア 現在の経営状況

介護サービス事業の収益は、料金収入(介護報酬、自己負担金等)と繰入金であり、直近3か年の料金収入は、ほぼ横ばいか減少傾向である。特に、令和2年度は新型コロナウイルスの影響もあり、老人デイサービスセンターの利用者が減少している。(表1・2参照)

一方、歳出(費用面)は、介護サービス事業に指定管理者制度を導入しており、各施設を管理・運営するための費用(その他「指定管理料」)が大半を占める。

なお、指定管理料の内訳としては、「人件費」「事務費」「管理費」「事業費」に区分され、いずれの施設も人件費が70%以上を占める。

表1【施設の状況】

	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	事業種別			事業種別			事業種別		
	指定介護老人福祉施設	老人短期入所施設	老人デイサービスセンター	指定介護老人福祉施設	老人短期入所施設	老人デイサービスセンター	指定介護老人福祉施設	老人短期入所施設	老人デイサービスセンター
施設数	1	2	4	1	2	4	1	2	4
定員	100	20	103	100	20	103	100	20	103
延床面積(m ²)	2,895	877	1,445	2,895	877	1,445	2,895	877	1,445
居室床面積(m ²)	680	349	-	680	349	-	680	349	-
施設・居宅サービス日数	365	439	1,063	366	490	1,047	365	390	1,044
年延施設・居宅サービス利用者数	30,002	4,332	12,200	28,844	6,036	12,619	30,233	4,368	10,363
年延入所定員	36,500	7,300	-	36,600	7,320	-	36,500	7,300	-

表2【施設別利用者数の推移】

施設区分	施設名	平成30年度(延利用者数)	令和元年度(延利用者数)	令和2年度(延利用者数)
指定介護老人福祉施設	日立市萬春園	30,002	28,844	30,233
老人短期入所施設	日立市萬春園短期入所施設	74	287	28
	日立市かねはた短期入所施設	4,258	5,749	4,340
老人短期入所施設 計		4,332	6,036	4,368
老人デイサービスセンター	日立市萬春園 デイサービスセンター	2,591	2,449	1,820
	日立市かねはた デイサービスセンター	4,870 【4,223(一般)、647(認知)】	5,757 【4,993(一般)、764(認知)】	5,173 【4,615(一般)、558(認知)】
	日立市はまぎく荘 デイサービスセンター	2,867	2,648	2,297
	日立市十王 デイサービスセンター	1,872	1,765	1,073
老人デイサービスセンター 計		12,200	12,619	10,363

イ これまでの経営健全化の取組

本市の介護サービス事業（十王デイサービスセンターを除く）については、平成18年度から、指定管理者制度を導入し、適正かつ安定して管理運営でき、施設の設置目的を効果的に達成できると認められる団体に施設の管理・運営を委託している。

専門的なノウハウ及び人材を有している団体を指定管理者として指定することにより、施設利用者にとって、安全かつ効率的な運営管理がなされている。

※ 十王デイサービスセンター：直営

4 将来の事業環境等

(1) 介護保険サービスにおける主な取組

指定介護老人福祉施設（日立市萬春園）については、今後も公共の施設として、多様なニーズに応えていくため、令和3・4年度の継続事業として建替工事を進めている。

なお、同施設の管理・運営は、引き続き、指定管理とする。

また、老人短期入所施設（萬春園、かねはた）及び老人デイサービスセンター（かねはた、はまぎく荘、十王）については、在宅介護を支えるうえで重要なサービスであるため、サービス需要や民間の整備状況等を見ながら、現状を維持していく予定である。

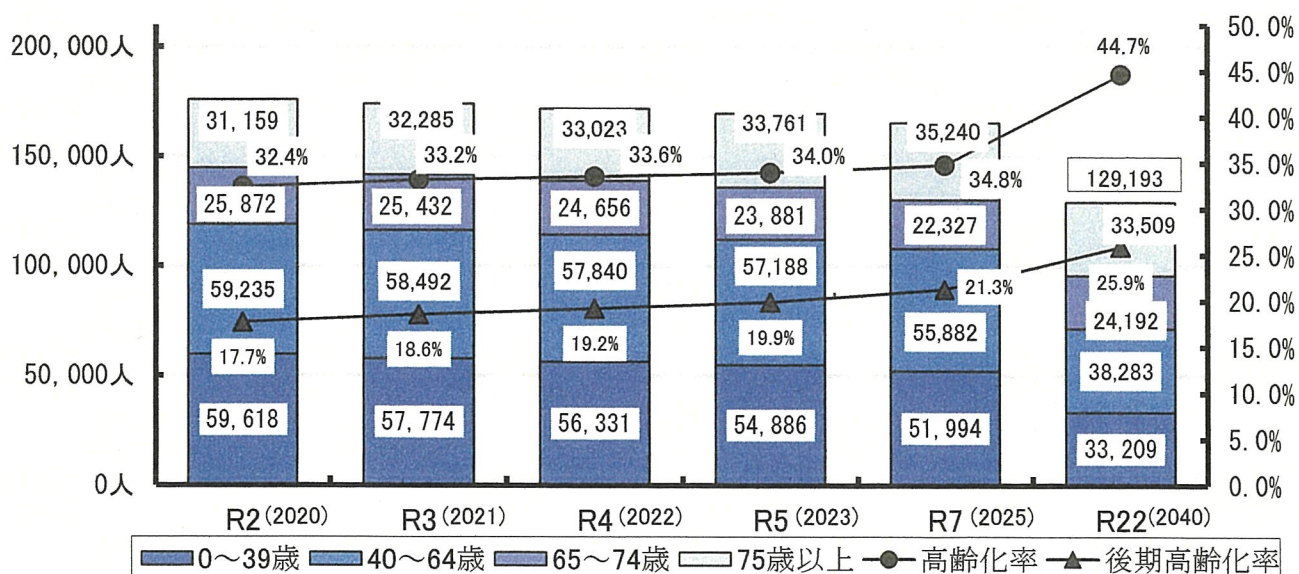
なお、現在の萬春園に併設している老人デイサービスセンターについては、萬春園の新設に合わせ、現在の事業形態の見直しを検討する。

その他、介護サービス事業の実施に当たって、介護報酬や加算など、制度の動向等を注視し、収益に繋げられるものがあれば積極的な導入を図る。

(2) 高齢者人口等の予測

本市の高齢化は、国・県を上回る速さで進行しており、今後も65歳以上の高齢者人口は増加し、中でも75歳以上の後期高齢者人口は、2025年～2030年にかけて、3万5千人超とピークを迎え、以降も3万人を超えて推移していくと見込まれている。

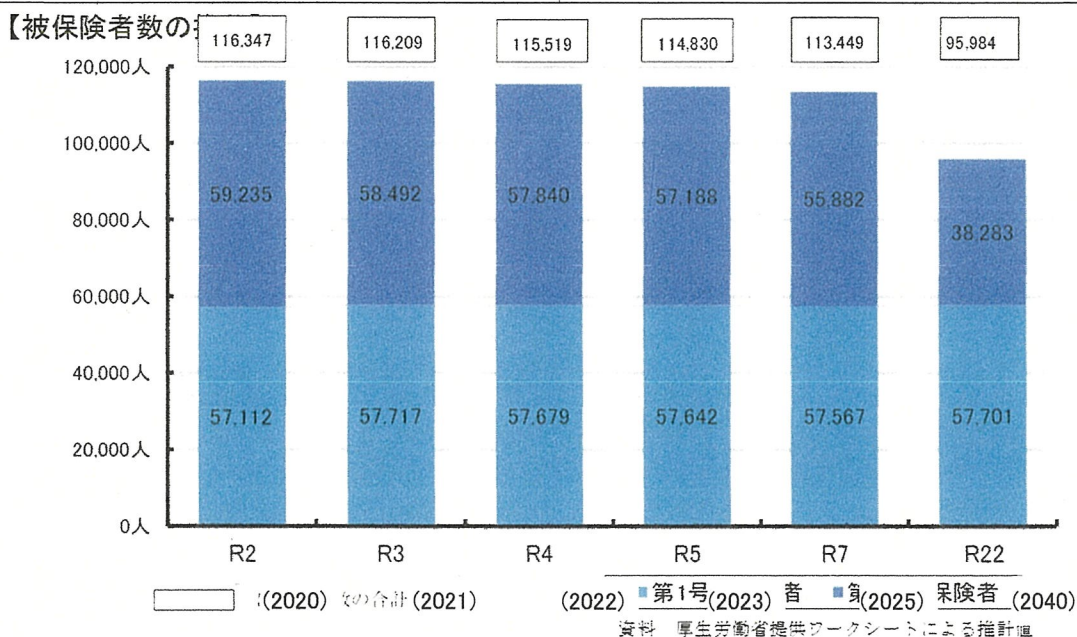
【本市の人口、高齢化率及び後期高齢化率の将来推計】



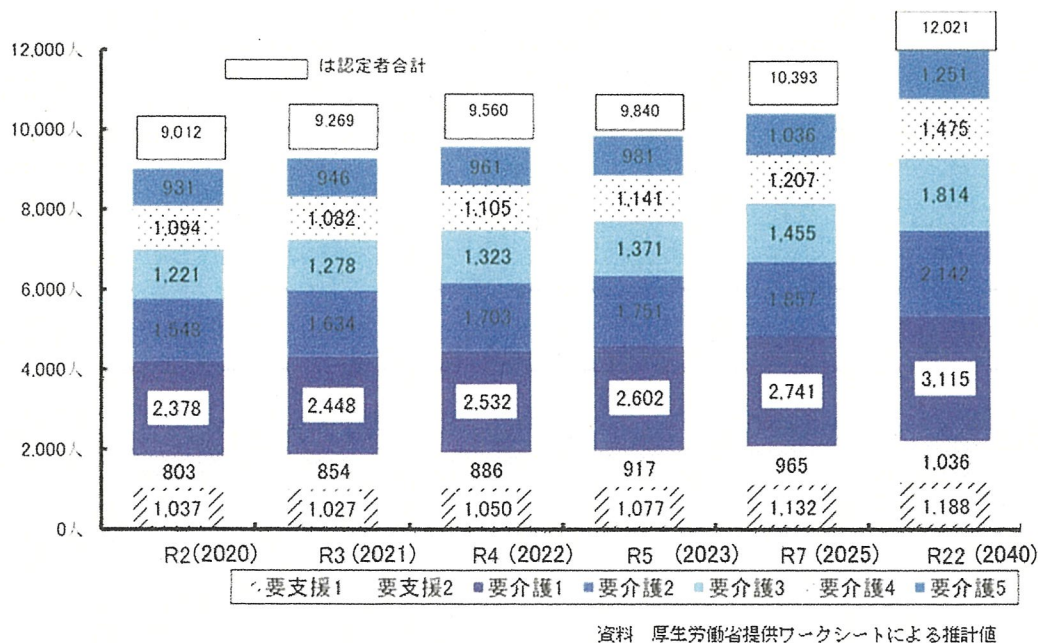
(3) 介護需要の予測

2040年には、総人口の減少に伴い、第2号被保険者数(40～64歳)も減少するが、高齢化の進行により、第1号被保険者数(65歳以上)は、ほぼ横ばい(微増)の見込みである。

また、要介護・要支援者数は、後期高齢者人口の増加に比例して増加するものと推計され、それに合わせて介護需要も高まるものと思われる。今後、より介護度が高い方の需要に 대응していくためにも、本市介護サービス事業の施設及び地域の受入体制の整備が必要である。



【要介護・要支援者数の推移】



(4) 施設の見通し

本市における介護サービス施設（指定介護老人福祉施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター）の今後の見通しについては、指定介護老人福祉施設は、要介護者数の増加も見込まれていることから、公営民営問わず、新設（建替等含む）や増床など、日立市高齢者保健福祉計画に基づき、引き続き整備を見込む必要がある。

また、老人短期入所施設及び老人デイサービスセンターについては、在宅介護を支える上で重要なサービスであり、多様なニーズに応じていくためにも、今後も必要性は高いと見込まれる。

【参考：本市における介護サービス施設の整備状況(令和3年4月1日現在)】

施設種別	施設数等
指定介護老人福祉施設	13 施設 (912 床)
老人短期入所施設	17 施設 (短期入所生活介護)
老人デイサービスセンター	76 施設 通常デイ(40)、小規模デイ(36)

(5) 組織の見通し

本市の介護サービス事業において、公営企業として管理・運営している施設については、今後も指定管理者制度を活用し、施設の設置目的を最も効果的に達成できると認められる団体に委託する予定である。(十王デイサービスセンターを除く。)

今後、指定管理者との情報共有・連携を密にし、多様な広報活動により職員募集を強化するとともに、職員研修等を充実させるなど、人材確保・育成に注力し、より一層、サービスの質の向上を図っていく。

また、新築移転後の指定介護老人福祉施設（萬春園）においては、先進的な ICT 機器や介護用ロボットを積極的に導入することで、介護職員の負担軽減や事務の効率化を図り、更なる経営の安定化に努める。

5 経営の基本方針

- (1) 2025年以降の本格的な超高齢社会を見据え、様々な福祉ニーズに柔軟に対応していけるよう、公的な役割を果たす施設として、今後も介護サービス事業を継続させる。
- (2) 施設の管理運営は、指定管理者制度を基本とし、更なる経営の健全化を図る。
- (3) 指定管理者との情報共有・連携を密にし、安全・安心を確保しながら、サービスの質の向上を図る。

6 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）

ア 指定介護老人福祉施設（1施設）

新築移転後の令和7年度までには100床のベッドを安定的に稼働させ、公設の施設として、利用者の安全・安心を確保するとともに、質的向上を図り、繰入金の減少など、経営の健全化に努める。

また、指定管理者との連携を密にししながらICT機器等を積極的に活用し、介護職員の負担軽減・事務の効率化を図るとともに人材確保・育成の強化を図る。

イ 老人短期入所施設（2施設）

平時の短期入所に加え、緊急性の高い方の受入など、今後も福祉ニーズに柔軟に対応できる施設としての役割を果たしていく。

運営に当たっては、施設間の連携を密に行い、効率的な定員管理により、経営の安定化に努める。

ウ 老人デイサービスセンター（4施設）

処遇困難な方の利用受入など、在宅介護を支える施設として、様々なニーズに柔軟に対応しながら、利用者増に向けた取組を強化し、経営の健全化に努める。

なお、萬春園デイサービスセンターについては、指定介護老人福祉施設の新築移転に合わせ、令和4年度末に用途廃止し、新たな事業形態へ移行する。

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

ア 経営指標に係る数値目標

歳入（収益面）では、一般会計からの繰入金をできるだけ圧縮するよう、減少・伸び悩み傾向にある各施設、特に各デイサービスセンターにおける利用稼働率の向上を図り、歳入の構成比として最も高い料金収入を上げるための取組を強化し、効果的な運営を図っていく。一方、歳出（費用面）では、指定管理者制度による指定管理料（十王デイサービスセンターを除く）について、今後、必要に応じ見直しを図っていく。

イ 収支計画のうち投資についての説明

建設改良費では、築46年が経過する指定介護老人福祉施設（日立市萬春園）の建替工事を実施する（令和3～4年度）ことから、建設に係る費用等を見込んでいる。

ウ 収支計画のうち財源についての説明

歳入（収益面）については、料金収入を基本とし、不足分については一般会計からの繰入金を充てる。また、指定介護老人福祉施設の建替工事等については、特定財源（萬春園建設事業債 充当率10/10）を活用し、年度間負担の平準化を図る。

エ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

指定管理料については、現在の各施設の指定管理期間（令和3～7年度）における上限額をベースに見込んでいる。

なお、各施設の指定管理期間における指定管理料の上限額は以下のとおりである。

- ・ 指定介護老人福祉施設（萬春園） 450,988千円 ※ 萬春園短期（空床型）含む
- ・ 老人短期入所施設（かねはた） 102,050千円
- ・ デイサービスセンター（萬春園） 35,043千円 ※ 令和4年度末で用途廃止
- ・ デイサービスセンター（かねはた） 54,316千円 ※ 一般型＋認知症対応型
- ・ デイサービスセンター（はまぎく） 42,044千円

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

ア 投資についての検討状況等

施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	萬春園デイサービスセンターについては、特別養護老人ホーム萬春園の新設移転に合わせ、事業形態の見直しを検討する。
--------------------	---

イ 財源についての検討状況等

介護報酬の新たな加算の取得等に関する事項	今後の財源確保に向けて、新たな加算の取得等について検討する。
利用状況に関する事項	利用稼働率向上による収益増を図るため、効果的な広報・活動の強化策を検討する。
資金管理・調達・繰入金に関する事項	一般会計からの繰入金の抑制が図れるよう、利用者増・収益増に向けた取組強化を図る。
資産の有効活用に関する事項	各施設とも老朽化が進んでいるため、計画的な改修等により施設の長寿命化を図る必要がある。

ウ 投資以外の経費についての検討状況等

民間の活力の活用に関する事項（指定管理者制度、PPP・PFIなど）	施設の管理・運営は、引き続き、指定管理者制度を継続する。（十王デイサービスセンターについては直営とする。）
-----------------------------------	---

職員給与費の適正化に関する事項	指定管理者との情報共有・連携を図りながら、効率的な定員管理及び給与の適正化に取り組む。
組織体制の効率化に関する事項	職員の人材育成、事務の効率化について、指定管理者の主体的な取組を促し、組織の活性化及び運営体制の強化を進める。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

【指定介護老人福祉施設】

区分	年度	(単位:千円, %)							
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	令和3年度 (見込)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収益的収入	1 総収入	371,726	370,206	450,725	450,725	450,725	450,725	450,725	450,725
	(1) 営業収入	321,558	341,509	341,509	341,509	366,332	386,684	407,035	407,035
	ア 料工受託の収入	321,558	341,509	341,509	341,509	366,332	386,684	407,035	407,035
	イ その他収入								
	(2) 営業外収入	50,168	28,697	109,216	109,216	84,393	64,041	43,690	43,690
	ア 他会社収入	50,168	28,697	109,216	109,216	84,393	64,041	43,690	43,690
	イ その他収入								
	2 総費用	371,819	370,206	450,725	450,725	450,725	450,725	450,725	450,725
	(1) 営業費用	371,819	370,206	450,725	450,725	450,725	450,725	450,725	450,725
	ア 職員給与								
イ その他職員手当									
(2) 営業外費用	371,819	370,206	450,725	450,725	450,725	450,725	450,725	450,725	
ア 支払利息									
イ その他									
3 収支差引	(A)-(D)	△ 93							
資本的収入	1 資本的収入	83,600	83,600	1,084,888	1,985,654	303,223	203,223	203,223	203,223
	(1) 地方債	83,600	83,600	1,084,888	1,891,208	203,216	203,216	203,216	203,216
	うち資本費平準化債								
	(2) 他会社補助金								
	(3) 他会社借入金								
	(4) 固定資産売却代金								
	(5) 国(都道府県)補助金								
	(6) 工事負担金								
	(7) その他				94,446	100,007	7	7	7
	2 資本的支出	83,600	83,600	1,084,888	1,985,654	303,223	203,223	203,223	203,223
(1) 建設改良費	83,600	83,600	1,079,210	1,979,946	100,000				
(2) 地方債償還金			5,678	5,708	203,223	203,223	203,223	203,223	
(3) うち資本費平準化債償還金									
(4) 他会社長期借入金返還金									
(5) 他会社への繰出金									
3 収支差引	(F)-(G)								
収支再差引	(E)+(I)	△ 93							
積立金	(K)								
前年度からの繰越金	(L)	92							
前年度繰上充用金	(M)								
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	△ 1							
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)								

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

【指定介護老人福祉施設】

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	令和3年度 (見込)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実質収支 (N)-(O)	赤字(P) 赤字(Q)								
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$								
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$								
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)								
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C) (S)	321,558	341,509	341,509	341,509	366,332	386,684	407,035	407,035
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$ (T)								
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(U)								
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(V)								
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$ (W)								
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	(X)								
他会計借入金残高	(W)								
地方債残高	(X)								
○他会計繰入金									
区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	令和3年度 (見込)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収益的収支分		50,168	28,697	109,216	129,076	84,393	64,041	43,690	43,690
うち基準内繰入金									
うち基準外繰入金		50,168	28,697	109,216	129,076	84,393	64,041	43,690	43,690
資本的収支分									
うち基準内繰入金									
うち基準外繰入金									
合計		50,168	28,697	109,216	129,076	84,393	64,041	43,690	43,690

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

【老人短期入所施設】

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	令和3年度 (見込)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
										102,313
収益的収入	1 総 収 益 (A)	91,664	92,049	102,313	102,313	102,313	102,313	102,313	102,313	
	(1) 営業 収 益 (B)	65,312	48,603	55,489	55,489	59,863	63,805	67,747	71,689	
	了 料 金 収 入 (C)	65,312	48,603	55,489	55,489	59,863	63,805	67,747	71,689	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)									
	ウ そ の 他									
	(2) 営 業 外 収 益 (D)	26,352	43,446	46,824	46,824	42,450	38,508	34,566	30,624	
	了 他 会 計 繰 入 金 (D)	26,352	43,446	46,824	46,824	42,450	38,508	34,566	30,624	
	イ そ の 他									
	2 総 費 用 (D)	91,991	92,056	102,313	102,313	102,313	102,313	102,313	102,313	
	(1) 営 業 費 用 (D)	91,991	92,056	102,313	102,313	102,313	102,313	102,313	102,313	
了 職 員 給 与 費 (D)										
イ そ の 他										
(2) 営 業 外 費 用 (D)	91,991	92,056	102,313	102,313	102,313	102,313	102,313	102,313		
了 支 払 利 息 (D)										
ウ 一 時 借 入 金 利 息 (D)										
ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 分 (D)										
イ そ の 他										
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	△ 327	△ 7	△ 7							
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)									
	(1) 地 方 債 償 還 債 償									
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 償									
	(2) 他 会 計 補 助 金									
	(3) 他 会 計 借 入 金									
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金									
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金									
	(6) 工 事 負 担 金									
	(7) そ の 他									
	2 資 本 的 支 出 (G)									
資本的支出	(1) 建 設 改 良 支 出 (G)									
	ウ ち 職 員 給 与 費									
	(2) 地 方 債 償 還 債 償 金 (H)									
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金									
	(3) 他 会 計 借 入 金 返 還 金									
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金									
	(5) そ の 他									
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)									
	収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 327	△ 7	△ 7						
	積 立 金 (K)									
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	346									
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 入 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	19	△ 7	△ 7							
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)										

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

【老人短期入所施設】

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	令和3年度 (見込)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実質収支 (N)-(O)	赤字(P)								
	赤字(Q)								
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$								
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$								
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)								
営業収益-受託工事収益	(B)-(C)	65,312	48,603	55,489	55,489	59,863	63,805	67,747	71,689
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{((R))/(S) \times 100}{(T)}$								
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(U)								
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(V)								
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	$\frac{((T))/(V) \times 100}{(W)}$								
健全化法第22条により算定した資金不足比率	(X)								
他会計借入金残高									
地方債残高									
他会計繰入金									
区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	令和3年度 (見込)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収益的収支分	うち基準内繰入金	26,352	43,446	46,824	46,824	42,450	38,508	34,566	30,624
	うち基準外繰入金	26,352	43,446	46,824	46,824	42,450	38,508	34,566	30,624
資本的収支分	うち基準内繰入金								
	うち基準外繰入金								
合計		26,352	43,446	46,824	46,824	42,450	38,508	34,566	30,624

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

【老人デイサービスセンター】

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	令和3年度 (見込)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 総収	益(A)	159,555	160,689	162,759	162,759	128,360	128,360	128,360	128,360
(1) 営業	益(B)	105,332	86,754	93,637	98,887	91,786	103,870	113,319	123,404
ア 料	収(C)	105,332	86,754	93,637	98,887	91,786	103,870	113,319	123,404
イ 受託	収(D)								
ウ その他	収(E)								
(2) 営業	外収	54,223	73,935	69,122	63,872	36,574	24,490	15,041	4,956
ア 他会	計入	54,178	73,878	69,122	63,872	36,574	24,490	15,041	4,956
イ その他	の他	45	57						
2 総費	用(D)	159,543	160,724	162,759	162,759	128,360	128,360	128,360	128,360
(1) 営業	費用	159,543	160,724	162,759	162,759	128,360	128,360	128,360	128,360
ア 職員	給与	23,792	26,139	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000
イ その他	退職手当								
(2) 営業	外費	135,751	134,585	130,759	130,759	96,360	96,360	96,360	96,360
ア 支払	利息								
うち一時	借入金利息								
うち資本	費平準化償分								
イ その他	の他								
3 収支	差引(E)	12	△ 35						
1 資本	的収入(F)								
(1) 地	方債								
うち資本	費平準化償								
(2) 他会	計補助金								
(3) 他会	計借入金								
(4) 固定	資産売却代金								
(5) 国(都	道府県)補助金								
(6) 工事	負担金								
(7) その他	の他								
2 資本	的支出(G)								
(1) 建	設改良費								
うち職員	給与費								
(2) 地	方債還金(H)								
うち資本	費平準化償還金								
(3) 他会	計長期借入金返還金								
(4) 他会	計への繰出金								
(5) その他	の他								
3 収支	差引(F)-(G)								
収支	再差引(E)+(I)	12	△ 35						
積	立金(K)								
前年度	からの繰越金	45							
前年度	線上充用金								
形式	収支(J)-(K)+(L)-(M)	57	△ 35						
翌年度	へ繰り越すべき財源	57							

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

【老人デイサービスセンター】

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	令和3年度 (見込)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実質収支黒字(N)-(O)	字(P)								
赤字比率	赤字(Q)								
	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$								
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$								
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)								
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	105,332	86,754	93,637	98,887	91,786	103,870	113,319	123,404
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$								
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(T)								
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)								
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)								
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$								
他会計借入金残高	(W)								
地方債残高	(X)								
○他会計繰入金									
区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	令和3年度 (見込)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収益的収支分		54,178	73,878	56,979	56,979	39,151	31,478	31,478	31,478
うち基準内繰入金									
うち基準外繰入金		54,178	73,878	56,979	56,979	39,151	31,478	31,478	31,478
資本的収支分									
うち基準内繰入金									
うち基準外繰入金									
合計		54,178	73,878	56,979	56,979	39,151	31,478	31,478	31,478